

## もと道南青年の家（旧ロシア領事館）プロポーザル 第4回審査委員会 議題 募集要項（案）について

第3回審査委員会（10月8日（木）開催）における協議を踏まえ、募集要項（案）の関係する文言を加除修正しましたので、当該文言の変更について、ご承認くださるようお願いいたします。

### 1 本館の改修工事着手の定義について

本館の改修工事の定義づけが必要とされたことから、関係する文言を以下の朱書きのとおり加除修正しました。

#### <募集要項(案) P14 4 (2) キ 建設工事>

(ウ) 2 (3)カにより提出した企画提案書に基づき、売買物件の引渡しの日から2年以内に本館の改修工事に着手しなければなりません。

ただし、購入者の責めに帰することのできない事由等により、期限までに着手することができない場合は、この限りではありません。

また、本館の改修工事に着手したときは、~~その事実を証する資料当該工事の着手から完成までの工程表~~を添えて、速やかに書面により巻末の担当部課に報告してください。

なお、「本館の改修工事に着手する」とは、建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けなければ着手できない工事に着手することをいい、確認済証の交付を受けない場合も同様とします（以下同じ）。

### 2 市民や地域住民との連携に係る評価の観点について

市民や地域住民と連携する事業内容を評価することをより強調すべきとされたことから、関係する文言を以下の朱書きのとおり加除修正しました。

#### <募集要項(案) 別紙4 審査基準7「評価の観点」>

- 市民や地域住民等が建物の価値を再認識し、~~新たな交流をと~~ともに地域の賑わいを生み出す事業内容があること。